

# 目 次

## I. 総合研究報告

食品の安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究

今村 知明

(資料1) 食品関連企業への意向確認調査 主な意見と問題点

(資料2) 企業の CODEX への意見集約試行参加・意向確認調査 結果

(資料3) コーデックス作業部会とそれに関連する日本の基準

(資料4) コーデックスの基準変更が企業にどの程度影響を与えるかの  
企業担当者への問題意識調査 結果

## II. 研究成果の刊行に関する一覧表

厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）  
総合研究報告書

食品の安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究

分担研究者 今村 知明 奈良県立医科大学 健康政策医学教授

[研究要旨]

平成 17 年度にはコーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態について、食品関連企業への意向確認調査を行い、その問題点を整理した。具体的には、1) 意見集約のターゲット委員会の設定、2) 意見集約の意向調査対象企業の選定、3) 意見調収の方法の選定、4) 企業の意向調査の実施、5) 関連コーデックス委員会への参加と意見調整の機会の確認である。これらの調査結果をもとに、平成 18 年度は国内食品関連企業からコーデックスへの意見集約の試行となる意見徴収の実地実験を行った。企業 228 社へコーデックスへの参加・意向確認をしたところ、56 社から回答があり、「コーデックス部会の動き・内容に関して関心が有る」87.5%、「コーデックスは貴社の企業活動に対して影響があると思う」89.3%、「機会があれば、コーデックスに参加したいと思う」41.1%、「今までにコーデックスに対し、何らかの活動（参加を含む）をしたことが有る」52.2%といった結果が得られ、コーデックス加盟国以外の生産国に対する支援・指導の必要性、米国輸入牛の安全性について等の意見も寄せられた。意見徴収に協力するとの回答を得られた協力企業 17 社に対しては、四回にわたって CCGP の議題を電子メールで配信し、CCGP への意見集約を行った。CCFH についても同様の調査を実施した。平成 19 年度は、研究 3 年目の課題である「コーデックスの決定事項に伴う国内の食品関連企業における具体的な影響の集約と、今後の対応方法についての提言」について、コーデックスの決定事項や最近の動向を調査し、その結果に基づき、必要なコーデックスの文書を確認した。また、コーデックスとの関連が深い食品業界関係者を対象に、コーデックスの基準変更が企業にどの程度影響を与えるかの問題意識について web 上でアンケート調査を実施した。食品衛生部会においては約 80%、栄養・特殊用途食品部会においては約 60%、食品添加物部会においては約 70%が「影響を与えている」との回答であった。CTFBT II については、遺伝子組換え動物の栄養改変、後代交配種（掛け合わせ種）、生物医薬生産、効能をもつ改変などについて精査するとともに、未承認 GMO の許容範囲や遺伝子組み換え食品の検知法についても資料の精査を行い、行政施策に寄与できる資料集を作成した。

A. 研究目的

欧州、米国等では国が NGO や企業の意見を背景にコーデックス活動に取り組んでいるものの、日本はそのような形態が十分に整っていない現状である。

特に、コーデックスの各商品部会では企業の積極的な参加が見られるが、CCGP（一般原則部会）

や CCFH（衛生部会）といった総括部会では個別の企業の利害より大きな括りとなるため企業の参加はほとんど見られない現状がある。そのため、こういった総括委員会への生産現場からの意見はほとんど行政には届いていない。これらの問題点を解決するため、食品業界におけるコーデックス他の国際規格対応の意識及びあり方の検討を

行うとともに、総括的な委員会に対しどのような形で企業の意見を引き出すことが出来るかについて、厚生労働省への企業としての提言意見交換などの意見反映についての検討や関係者への情報提供についての検討を行う。

## B. 研究方法

研究内容の構成は、(1)「コーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態について」、(2)「CTFBT II への日本政府方針案作成にあたっての基礎情報整理と国内外の意見調整」の2つに大きく分かれている。

(1) コーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態について

平成 17 年度は、研究 1 年目の課題である「食品関連企業への意向確認調査と意見集約の試行形態の提示」について、①意見集約のターゲットの設定、②意見集約の意向調査対象企業の選定、③企業の意向調査の実施、④意見聴取の方法の選定、⑤関連コーデックス委員会への参加と意見調整の機会の確認の 5 項目について検討を行った。

平成 18 年度は、研究 2 年目の課題である「国内食品関連企業からコーデックスへの意見集約の試行及び問題点の整理」について、企業 228 社

へコーデックスへの参加・意向確認を行い、調査協力企業 17 社に対して CCGP、CCFH の議題を電子メールで配信し、意見集約を行った。

平成 19 年度は、過去のコーデックスの決定事項に伴う国内の食品関連企業への影響について、コーデックスの決定がきっかけとなって日本国内の基準の見直しが行われた事例の調査を行った。その結果に基づき、必要なコーデックスの文書を確認した。また、コーデックスとの関連が深い食品業界関係者を対象に、コーデックスの基準変更が企業にどの程度影響を与えるかの問題意識について web 上でアンケート調査を実施した。

(2) CTFBT II への日本政府方針案作成にあたっての基礎情報整理と国内外の意見調整

遺伝子組換え動物の栄養改変、後代交配種（掛け合わせ種）、生物医薬生産、効能をもつ改変などについて精査するとともに、未承認 GMO の許容範囲や遺伝子組み換え食品の検知法についても資料の精査を行い、行政施策に寄与できる資料集を作成した。

図 平成 17、18 年度の調査手順

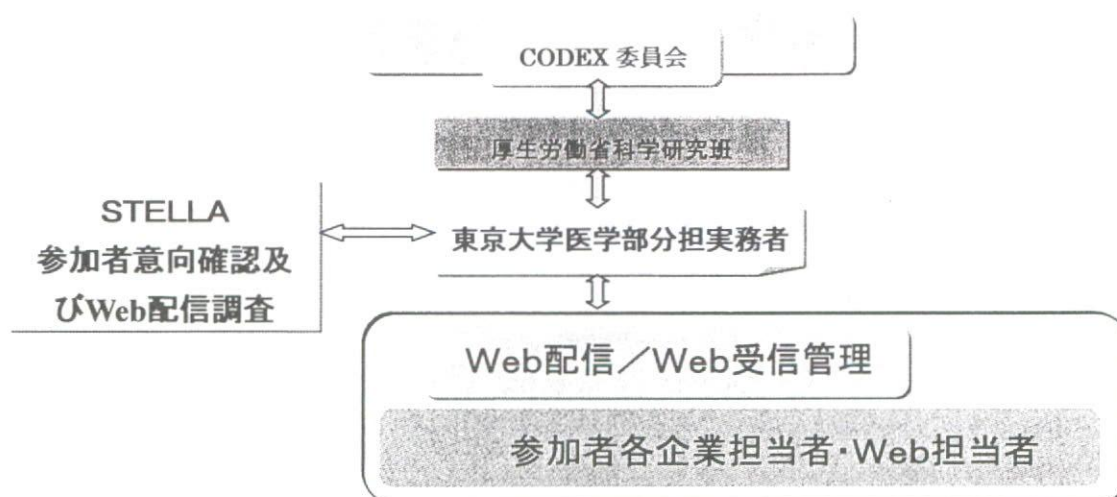
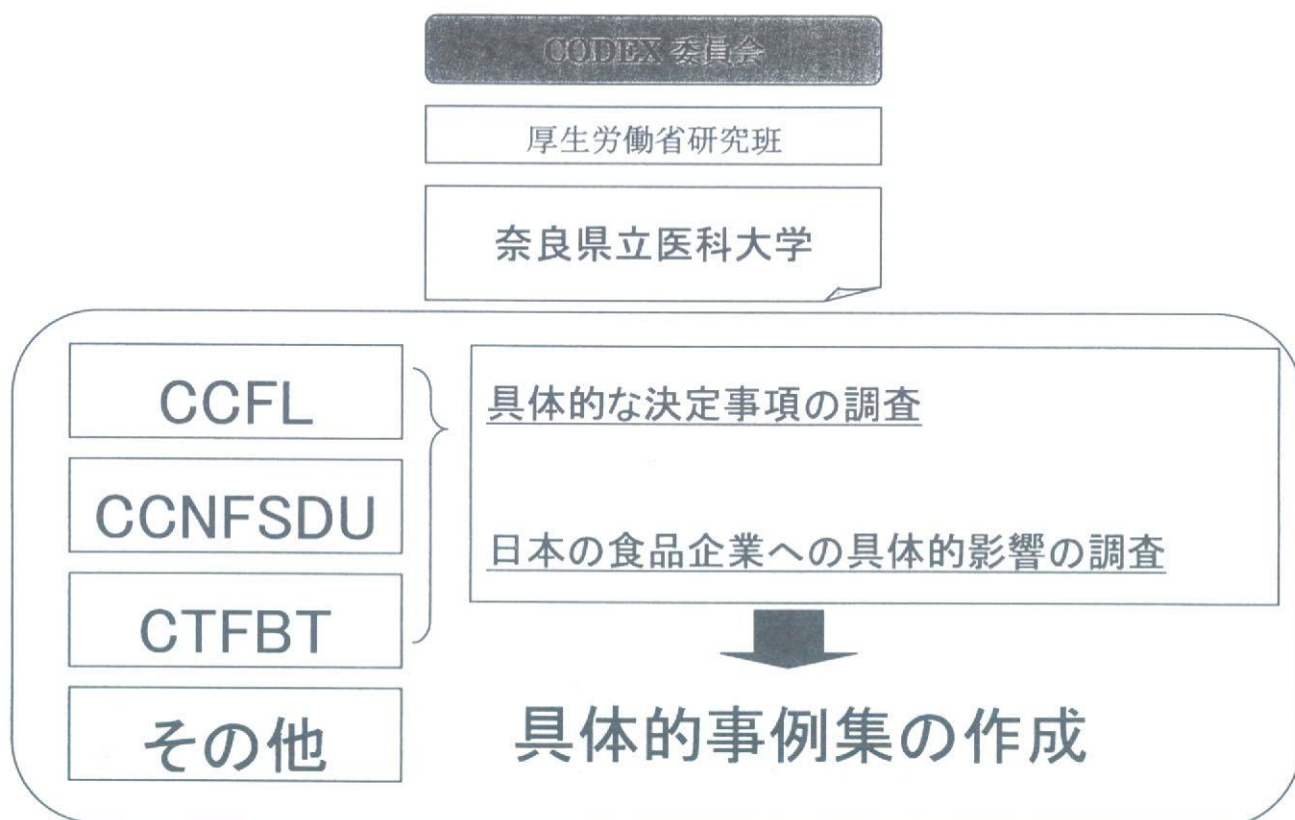


図 平成 19 年度の調査手順



### C. 研究結果

(1) コーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態について

#### 平成 17 年度結果

##### 【食品関連企業への意向確認調査】

##### ①意見集約のターゲット委員会の設定

意見集約のターゲット委員会として下記の2つを設定した。また、委員会設定の際、CCFLやCCNSFDUのように常に企業が参加している委員会は避けることとした。

- ・意見の言いやすい委員会：食品衛生部会
- ・意見の言いづらい委員会：一般原則部会

##### ②意見集約の意向調査対象企業の選定

コーデックスの議論に対して意見を言うことの出来る起業は最低限コーデックスについて知らないとは困難であることから、一度はコーデックスのどこかの委員会への参加実績がある企業が望ましい。

##### ③企業の意向調査の実施

企業7社に意向調査を実施した結果、企業はコーデックス部会の動き・内容に関して興味を持っており、法律や通知の面で企業活動に対して影響があると考えている。また、コーデックスへの参加にも意欲的である。

##### ④意見聴取の方法の選定

各企業の意見を集約すると、①英文ドキュメントの和文サマリーを作成する、②英文と和文サマリーを作成し完成次第、随時関係者へ送付して意見を求める、の方法により意見を発言できる環境を整えることができるものと考えられた。

##### ⑤関連コーデックス委員会への参加と意見調整の機会の確認

第37回CCFH及び第22回CCGPにおいて、意見集約の問題点のドキュメントについて英文ドキュメントの和文サマリーを作成し、完成次第、随時関係者へ送付して意見を求めたところ、さまざまな問題点が浮上した。

## 平成 18 年度結果

### 【コーデックスへの参加・意向確認調査】

企業 228 社へコーデックスへの参加・意向確認を行い、調査協力企業 17 社に対して CCGP、CCFH の議題を電子メールで配信し、意見集約を行ったが、CCGP においては 3 社、CCFH においては意見をいただくことが出来なかった。意向確認での調査結果から、企業のコーデックスへの関心は高いということがわかったが、コーデックスへの食品関連企業の意見集約とその為の関与の形態については、①ドキュメントが英文で大量長文である、②その内容が広範囲にわたる内容であること、③情報のやり取りに迅速性が求められることなどの理由により、担当者が配信資料に十分目を通すことが出来ず、各企業の意見が出てきにくい状況であると考えられる。

表 企業側から見た懸案事項

弊機関は、I S O 規格に基づき認証登録を行っており、食品安全食品安全マネジメントシステムの認証登録を行う事で影響を受ける。
筆者の所属する部署は、建設会社の中で生産・物流施設の建設に関わっている。食品工場の建設において、コーデックス委員会の採用した H A C C P への対応はきわめて重要な要素となっている。
①食品添加物等の国際基準等による製品及び加工食品輸出入に影響が大きい。 ②食品添加物一般基準の設定。添加物についての J E C F A 推奨規格のコーデックスでの承認が進むと、輸出入の際、国内外不整合のため障害が発生。 ③コーデックスの食品添加物の使用基準 (G S F A) を採用する海外の国々において、弊社の商品(食品)に使用制限が生じる。(G S F A については、加盟している日本食品添加物協会を通じて意見を提出しています)
豆腐(非発酵大豆製品)の規格が検討されている。
即席めんコーデックス規格が、現在進行中である。

コーデックスで器具・容器包装による食品への影響について検討することになれば、影響があると考えます。しかし、従来のように食品に関しての基準の検討であれば、あまり影響はないものと思われれます。

食品販売業につき、取扱製品の衛生に関する規制がどのようになるか注目しています。

①コーデックス乳・乳製品部会「コーデックス発酵乳飲料問題に関して、経緯・課題等を説明し、理解促進に努めた。」「不収載の食品添加物を抽出し、追加要望リストを作成した。」

②コーデックス栄養・特殊用途食品部会「食物繊維の定義に関して、オリゴ糖の重合度を定義に含めない旨の食品新素材協議会の提案を支持することとした。」

## 平成 19 年度

【過去のコーデックスの決定事項に伴う国内の食品関連企業への影響について】

コーデックスの決定がきっかけとなって、日本国内の基準の見直しが行われた事例の調査を行った。

### ◆CCFL 関係

- ・製造年月日表示から期限表示への変更
- ・健康食品の表示
- ・広告宣伝の取扱い

### ◆CCNFSDU

- ・食物繊維の定義
- ・栄養表示
- ・粉ミルクの DHA と ARA

### ◆CTFBT 関係

- ・遺伝子組換え食品について

等の事例がある。

これらの事例に関して、コーデックスの各部会における重要決定規格と現在検討中の規格、及びそれに関連する日本の基準をとりまとめた。以下にその抜粋を示す。

表 コーデックス作業部会とそれに関連する日本の基準

CODEX 作業部会	検討事項	日本の基準（厚生関係）	日本の基準（農水関係）
食品表示部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造年月日表示から期限表示への変更</li> <li>・健康食品の表示</li> <li>・広告宣伝の取扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日、法律第 233 号）第 19 条</li> <li>・食品衛生法施行規則（昭和 23 年 07 月 13 日、厚生省令第 23 号）第 21 条</li> <li>・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年 12 月 27 日、厚生省令第 52 号）第 7 条</li> <li>・栄養表示基準（平成 15 年 04 月 24 日、厚生労働省告示第 176 号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年 5 月 11 日法律第 175 号）</li> <li>・加工食品品質表示基準（H12.3.31 農林水産省告示第 513 号）</li> <li>・生鮮食品品質表示基準（H12.3.31 農林水産省告示第 514 号）</li> <li>・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 4 年 10 月 1 日）</li> </ul>
食品衛生部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCP の基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年 05 月 08 日、法律第 59 号）</li> <li>・食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成 10 年 07 月 01 日、厚生省／農林水産省／告示第 1 号）</li> <li>・食品衛生法 第 15 条～18 条</li> <li>・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年 08 月 29 日、厚生労働省告示第 301 号）</li> <li>・食品衛生法第二十五条第一項の検査の方法及び合格の基準（昭和 47 年 08 月 30 日、厚生省告示第 286 号）</li> </ul>	
バイオテクノロジー応用食品特別部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え食品について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成 12 年 05 月 01 日、厚生省告示第 233 号）</li> <li>・組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準（平成 12 年 05 月 01 日、厚生省告示第 234 号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え食品に関する品質表示基準（H12.3.31 農林水産省告示第 517 号）</li> </ul>
栄養・特殊用途食品部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定機能食品の表示方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手續（平成 13 年 03 月 27 日、厚生労働省告示第 96 号）</li> <li>・栄養機能食品の表示に関する基準（平成 13 年 03 月 27 日、厚生労働省告示第 97 号）</li> </ul>	
食品添加物部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品添加物の規格基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物</li> <li>食品衛生法</li> <li>第二章 食品及び添加物</li> </ul>	

		第五章 食品添加物公定書 ・食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年 12 月 28 日、厚生省告示第 370 号) ・既存添加物名簿 (平成 08 年 04 月 16 日、厚生省告示第 120 号) ・消除予定添加物名簿に関する省令 (平成 07 年 08 月 10 日、厚生省令第 50 号)	
食品輸出入検査証明システム部会	・食品の輸出入に関する検査	・食品衛生法 第 23 条	
乳・乳製品部会	・乳・乳製品の成分規格	・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年 12 月 27 日、厚生省令第 52 号)	
加工果実野菜部会	・野菜や果物の缶詰の規格		・農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格 (平成 14 年 7 月 24 日) ・果実飲料の日本農林規格 (平成 10 年 7 月 22 日) ・農産物漬物の日本農林規格 (平成 17 年 11 月 14 日)

【コーデックスの基準変更が企業にどの程度影響を与えるかの企業担当者への問題意識調査】

- ・調査実施期間：2008 年 2 月 8 日～2 月 16 日
- ・調査方法：web アンケート (プレ調査と本調査の二段階式)
- ・調査対象：食品業界関係者
- ・回答数：1839 (プレ調査)、329 (本調査)

プレ調査の回答者の中から、コーデックスの認知度の高い回答者を 500 名程度抽出し、本調査を実施した。

本調査の回答者数は 329 人で、男性 219 人 (66.6%)、女性 110 人 (33.4%) であった。回答者の年齢は、20 歳代 17.0%、30 歳代 41.9%、40 歳代 26.7%、50 歳代 11.9%、60 歳代 2.4% であり、30～40 歳代が約 70% を占めた。業種は「水産加工/食料品/飲料/酒類」が 67.2%、「外食/フードサービス業」が 32.8% であった。また、

【アンケート結果】

アンケート調査では、コーデックスの各部会での決定が各食品事業者に与えた影響について質問した。「大きく影響を与えている」及び「やや

影響を与えている」を合わせ、食品衛生部会においては約 80%、栄養・特殊用途食品部会においては約 60%、食品添加物部会においては約 70% が影響を与えているとの回答であった。また、「大きく影響を与えている」との回答が最も高かったのは食品衛生部会で 34.4% であった。

図 食品衛生部会での影響

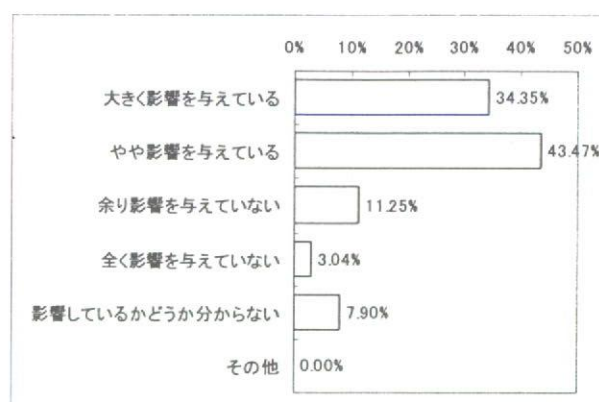


図 栄養・特殊用途食品部会での影響

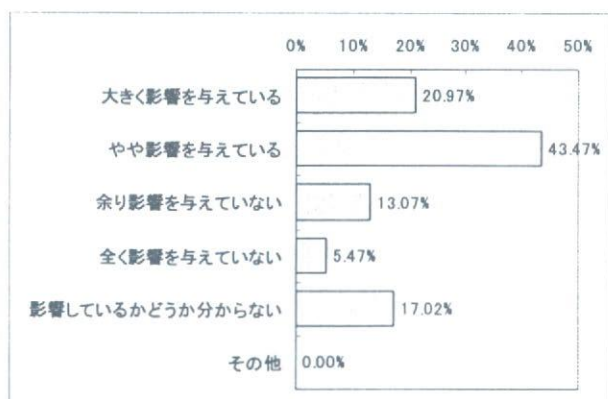
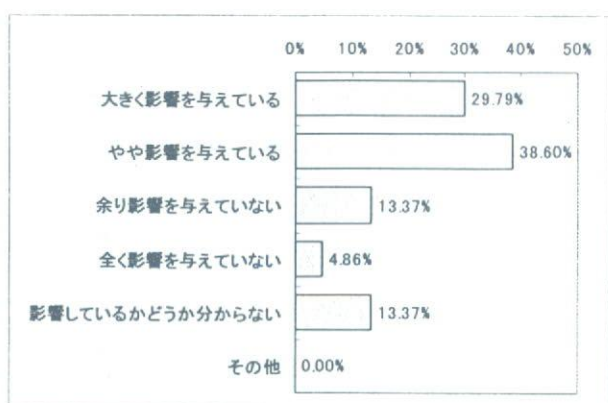


図 食品添加物部会での影響



(2) CTFBT II への日本政府方針案作成にあたっての基礎情報整理と国内外の意見調整

遺伝子組換え動物の栄養改変、後代交配種（掛け合わせ種）、生物医薬生産、効能をもつ改変などについて精査するとともに、未承認 GMO の許容範囲や遺伝子組み換え食品の検知法についても資料の精査を行い、行政施策に寄与できる資料集を作成した。

#### D. 考察

平成 18 年度は、各企業にコーデックスのドキュメントそのものを送ったため、内容を理解されずに十分な回答が得られなかった。

企業のコーデックスへの関心は強いものの、コーデックス文書を読みこなすのに大変な労力がかかり、コスト的にも関与できない環境がある。また、食品企業においても、自社の商品との関係が深くない分野については、詳細なコーデックス

の決定事項について知ることは困難であり、食品業界全体のコーデックスに対する取り組み姿勢は積極的であるとはいえない。このことから、今後、原材料のトレーサビリティが求められた際には、食品の輸出入における国際的な問題が発生する可能性がある。

コーデックスの基準変更が企業に与える影響については、本年度の調査から、食品業界関係者の約 6 割から 8 割が「影響を与えている」との結果が得られた。

今後さらにコーデックスとの関連が深い企業や関連団体、関連機関の実事業への影響について検証し、これらの具体例の影響が大きければ、改めて各企業からみて、コーデックスへの関心が深まる可能性があると考えられる。

#### E. 結論

企業のコーデックスへの関心は強いものの、ドキュメントを読みこなすためにかかるコストの問題や、内容が多岐にわたり専門的であることから、食品業界全体としてはコーデックスに対する取り組みは積極的ではない。

このような現状の中で、コーデックスへの食品関連企業の意見を集約するためには、意見を聞く側の工夫が必要であり、そのためには、まず第一に、コーデックス参加者や企業の実務担当者からの聞き取りにより、コーデックスの日本の食品企業への影響を明らかにするとともに、より具体的な事例集の作成が必要である。

しかしながら、明確な問題点を示すことで企業側も意見を述べやすくなるが、それでも業界単位での意見集約は容易ではないので、個別意見をどう集約していくか、その為の体制と関与の形態が課題である。

#### F. 健康危険情報

特になし

#### G. 研究発表



1. 論文発表

- ①今村 知明：Codex Information, FAO/WHO  
合同食品規格計画第23回一般原則部会 食  
品衛生研究 Vol.56, No.8 (2006) p.49-55
- ②今村 知明：わが国における過去の大規模健康  
被害に関する主要事例分析 厚生指標 第  
53巻1号、2006年1月、7-14

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

## 食品関連企業への意向確認調査 主な意見と問題点

### ○参画の形態はどのような形が望ましいか？

- ・業界団体として意見をまとめ政府の対処方針に反映させてもらうことが理想。
- ・有志企業を中心にコーデックスを検討（勉強）する組織のようなものをつくり考えをまとめ、何らかの方法で政府の対処方針に反映させてもらえるとありがたい。
- ・現在の弊社をとらえてみれば、関心のある者は極一部であり、関連部分も全体の一部であるため中心になっては出来ない。
- ・意見を言うにしても、業界全体、会社全体の支援がないと最終的に、関与する個人の負担になってしまい、対応できないと考えられる。

### ○参画する場合のネックとして何があるか？

- ・ドキュメントが英文、オフィシャル言語に日本語がない。
- ・ドキュメントの量が大量であるため読みきれない。
- ・ドキュメントが直前に配布されることが多いため読めない。
- ・一つずつのドキュメントが長文で難解であるため、問題点の洗い出しに時間がかかる。
- ・実際、意見等を述べる機会/場所がほとんどない。
- ・英文と翻訳を一緒に読みたい。また、英文特有の言い回しやニュアンスの違いについて、説明があると助かる。

### ○第 37 回 CCFH の意見集約の問題点

#### 総 論

- ・ 15 個の議題
- ・ 400 ページのドキュメント
- ・過去の議論の複雑さ
- ・めまぐるしく変わるドキュメントの内容と各国の意見
- ・多くの論点の存在と真の論点の指摘の難しさ
- ・開催地がアルゼンチンであるため日本からの物理的な距離の遠さ

#### 各 論

- ・あまりにも内容が多く専門的なため企業内でも意見を求めることに時間がかかる。
- ・企業内の専門家は英語が得意とは限らない。
- ・結局、ドキュメントそのものに誰かが読んで振り分けをしないと出来ないが企業内に食品衛生基準を網羅的に英文で理解できる人間が殆どいない。
- ・ドキュメントの振る先が決まっても、そのドキュメントの問題点が何処にあるかが、少し読んだ程度では判らない。
- ・そのドキュメントの問題点が何処にあるかが、判っても過去の経緯を知らないとどのような意図でその部分がかかっているかが判らない。
- ・日本の対処方針が公表されていないので日本としてのこれまでの対応と今回の対応が判らない。
- ・難しい問題を抱えるドキュメントほど直前に来る。
- ・日本政府でさえ、ドキュメントの読み込みが終わるのが会議の一週間ほど前である。
- ・ドキュメントへの各国コメントは会議の 2 週間前ほどに集中する。原文では問題なくとも各国の意見に対抗する必要がある場合は殆どが直前の対応となり、翻訳などはすべて間に合わない。
- ・結局、すべてのドキュメントを読んだ誰かが、各国コメントを読んで振り分けをしないと各国から出てくるさまざまな対応策への対抗が難しい。

## ○第 22 回 CCGP の意見集約の問題点

### 総 論

- ・議題数は少ないが観念的な内容である。
- ・議題の半分はコーデックスでの手続き論であり企業とは直接関係がない。
- ・同じ議論を繰り返しているため毎年殆ど進展が無い。
- ・その分、過去の議論の複雑さは難解極まる。
- ・議論に振り回されて、ドキュメント自体はめまぐるしく変わる。

### 対 論

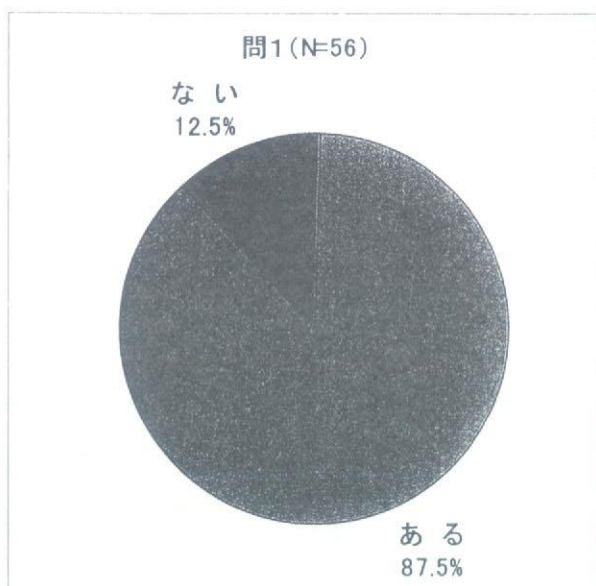
- ・観念的な内容であるが、全体の道筋が決まりためきわめて広範囲の影響力がある。その業界自体が規制の対象となるかどうかを決めることになるため影響は甚大である。  
例) 食品の定義に菓を含めるかどうかやチューインガムを含めるか否か  
おもちゃを含めるかどうか、等
- ・リスク分析の議論も影響は大きい。ある食品の輸入を環境基準でとめても TBT でなく SPS で止めることとなるため、国際紛争の土俵そのものが変わる可能性がある。また、トレーサビリティなどは、米国トウモロコシの欧州への輸入禁止に直結できるため、先鋭な紛争が続いている。  
例) 食品の基準に環境影響を考慮するかどうか  
トレーサビリティを含めるか、等

### 企業からの意見

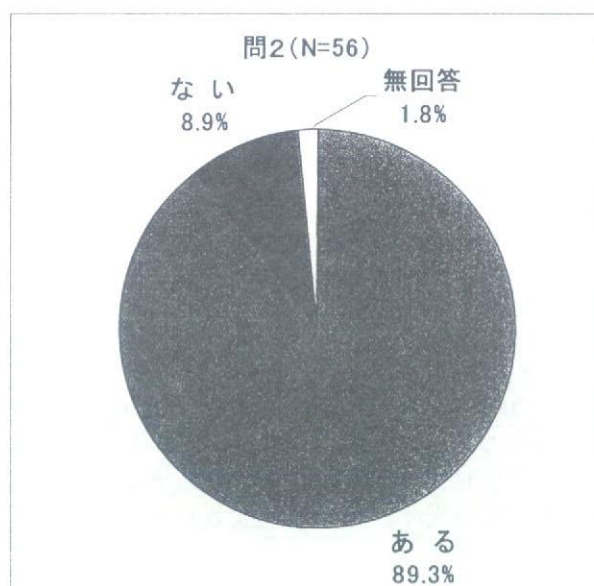
- ・CCGP の議論は議論が大きいものの一企業として意見をいづらい内容となっている。
- ・少なくともおおぐくりな業界単位での意見だしが必要となるが、おおぐくりな業界団体は連絡会程度の機能しか持っていないので、ドキュメントを精査する力がない。
- ・たとえ問題点を指摘してもらっても対案の出しようの無いことが多く、単なる反対、もしくは削除依頼以外は考えにくい。

## 企業の CODEX への意見集約試行参加・意向確認調査 結果

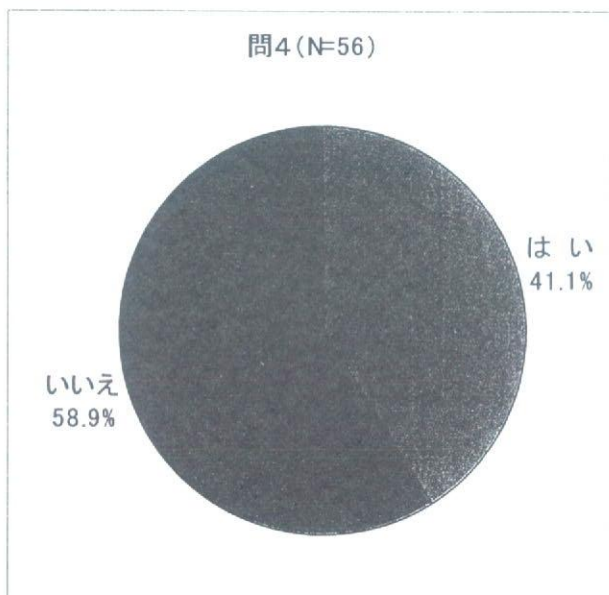
問1. コーデックス部会の動き・内容に関して関心が有りますか



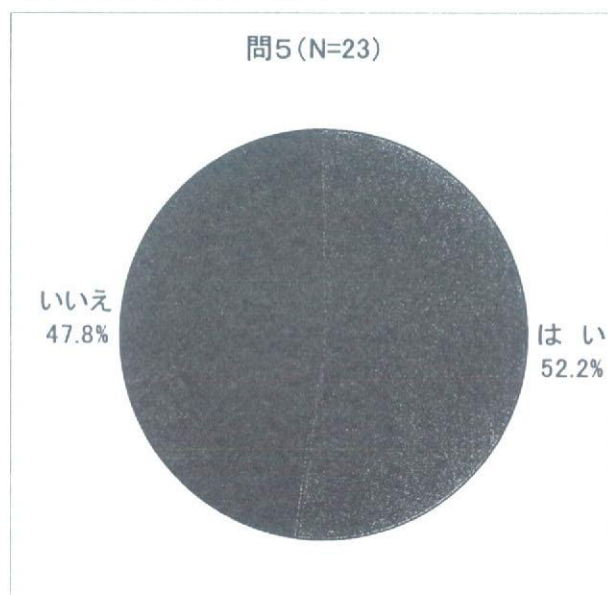
問2. コーデックスは貴社の企業活動に対して、影響があると思われませんか



問4. 機会があれば、コーデックスに参加したいと思いますか



問5. 今までにコーデックスに対し、何らかの活動(参加を含む)をしたことが有りますか



問3. 影響がある場合、それはどのような点についてですか

[総論]

食品表示	
食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品添加物の使用基準</li> <li>・食品添加物の安全性と規格</li> <li>・食品添加物一般基準の設定。添加物についてのJ E C F A推奨規格のコーデックスでの承認が進むと、輸出入の際、国内外不整合のため障害が発生</li> </ul>
輸入食品	
健康栄養表示	
汚染物質基準	

[各論]

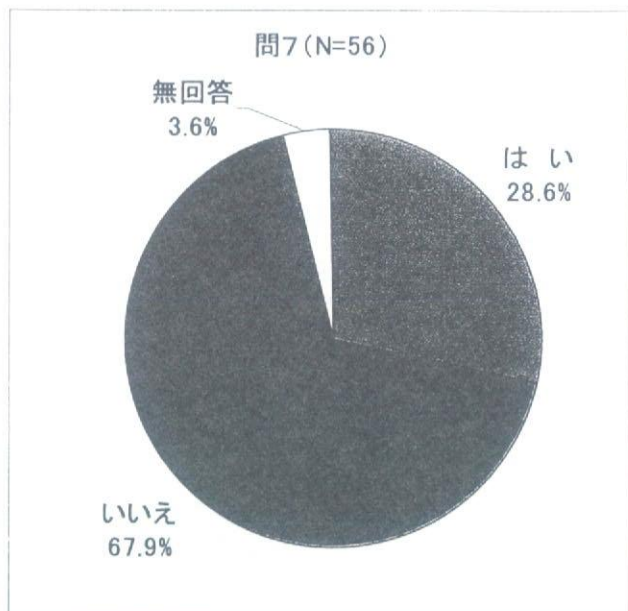
・ミネラルウォーターの定義
・H A C C Pへの対応
・豆腐（非発酵大豆製品）の規格
・即席めんコーデックス規格
・輸入原料に関するトレーサビリティのレベルと情報開示の推進
・食用塩の日本の規格(品質)はない。工業会が自主的に定めている。日本がCODE X食用塩規格を受諾したら、工業会外の日本の中小メーカーの食用塩は大半がCODE X規格ハズレとなる

直接影響があるのは国内法規や規格であるが、コーデックス基準が国内の法規等に影響するため
国際規格が定まった場合、近い将来、国内法が影響を受ける可能性が高い。したがって部会の検討レベルの段階で情報をフォローし、先取的に対応の準備を行う必要が生じる
当社基本方針の「食の安全、高品質な商品の提供、消費者ニーズへの適確な対応」を実現する為のベースになるものとする
(1)食品の規格の変更等は、輸出製品の規格に影響する。 (2)国際規格は、将来的には、国内の規格に影響する。(国際的ハーモナイゼーションの観点から)

問6. どの部会に参加しましたか。また、どのような活動をしましたか

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・CCFL（食品表示部会）</li> <li>・CCFAC（添加物汚染物質部会）</li> <li>・CCNFSDU（栄養・特殊用途食品部会）</li> <li>・CCASIA（アジア地域調査部会）</li> <li>・加工果実及び野菜</li> <li>・ココア製品・チョコレート部会</li> <li>・乳・乳製品部会</li> <li>・バイオテクノロジー特別部会</li> </ul>
--

問7. CCGPやCCFHの議題について、意見を頂戴することは可能でしょうか



## コーデックス作業部会とそれに関連する日本の基準（平成 18 年度食品産業コーデックス大作業委員会報告書；第 29 回総会終了時点 2006.7.8）

一般問題部会	一般原則	部会名	これまでの重要決定規格等 (第 23 回会議関係)	現在検討中の規格等 (第 23 回会議関係)	日本の基準等(厚生関係)	日本の基準等(農水関係)
	<p>(1) CCFAC を食品添加物部会 (CCFA) と食品中汚染物質部会 (CCCF) に分割。CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、第 29 回総会に提案することとを合意。→第 29 回総会で一部修正されて承認。</p> <p>(2) 食品衛生部会 (CCFH) の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案すること及び CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱う最適な部会がどこかについて意見を求めることを合意。→第 29 回総会で CCFH が扱うことが合意。</p> <p>(3) 残留農薬部会 (CCPR) が作成した「JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) による評価対象の優先順位付け基準改定案」の内容について検討。一部修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意。→第 29 回総会で改定案承認。</p> <p>(4) 分析・サンプリング法部会 (CCMA) から提案のあった「分析結果」の活用改定案について、第 29 回総会に採択を求めること</p>	<p>(1) 「フードセーフティに関するリスクアナリシスについての作業原則原案」については、ニュージーランドが再検討し、次回会議で検討することとなった。</p> <p>(2) 「食品の国際貿易における倫理基幹の改訂原案」については、CCFICS が検討中であることを考慮し、次回会議まで検討を延期することとなった。</p> <p>(3) CCFH から検討を求められた「CCFH の作業のマネジメント」の文章については、いくつかの修正が加えられた後、再検討のために CCFH に差し戻すこととなった。</p> <p>(4) 地域調整国と地域ごとに選ばれた執行委員会メンバーの役割については、次回会議で継続検討することとなった。</p> <p>(5) 「リスクベース (risk based)」と「リスクマネジメントの枠組み (risk management framework)」の用語の定義に関する資料については、ニュージーランドが再改訂し、次回会議で検討することと</p>	<p>食品添加物 食品衛生法 第二章 食品及び添加物 第五章 食品添加物公定書 ・食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年 12 月 28 日、厚生省告示第 370 号) ・既存添加物名簿 (平成 08 年 04 月 16 日、厚生省告示第 120 号) ・消除予定添加物名簿に関する省令 (平成 07 年 08 月 10 日、厚生省令第 50 号) ・食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量 (平成 17 年 11 月 29 日、厚生労働省告示第 497 号)</p> <p>農薬 食品衛生法 (昭和 22・12・24・法律 233 号) 第 11 条の②</p>	<p>食品添加物 食品衛生法 第二章 食品及び添加物 第五章 食品添加物公定書 ・食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年 12 月 28 日、厚生省告示第 370 号) ・既存添加物名簿 (平成 08 年 04 月 16 日、厚生省告示第 120 号) ・消除予定添加物名簿に関する省令 (平成 07 年 08 月 10 日、厚生省令第 50 号) ・食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量 (平成 17 年 11 月 29 日、厚生労働省告示第 497 号)</p> <p>農薬 食品衛生法 (昭和 22・12・24・法律 233 号) 第 11 条の②</p>	<p>農薬 食品衛生法 (昭和 22・12・24・法律 233 号) 第 11 条の②</p>	<p>・農薬取締法 (昭和 23・7・1・法律 82 号) ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号)</p>

なった。

- (5) 第 29 回総会で合意。→第 29 回総会で承認。  
「手続きマニユアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定について検討。改訂条文を第 29 回総会に採択を求めることが合意。→第 29 回総会で承認。
- (6) 「手続きマニユアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのステップ 8 における規格の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニユアル」の関連する文章に入れ込む修正や、「コーデックス規格の改定及び修正手続きに関するガイドライン」の修正について合意。改定案を第 29 回総会での採択を求めることが合意。→第 29 回総会で承認。
- (7) 「コーデックス規格及び関連文書の受託に関する“暫定措置 (interim)”の検討」については、“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言をとりまとめ、第 29 回総会での採択を求めることが合意。→第 29 回総会で承認。



	食品添加物・汚染物質	<p>第38回会合関係 【食品添加物関係】</p> <p>(1) コーデックス食品添加物一般基準(GSFA)の前文の改定案がステップ8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix V) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(2) GSFAの使用基準案及び使用基準原案が、それぞれステップ8及び5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X I) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(3) 食品添加物の国際番号システムの改訂原案がステップ5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X VI) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(4) 第65回JECFA会議で検討された食品添加物の成分及び純度規格がステップ5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X VII) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(5) 食品添加物のコーデックス機能名称及び国際番号システム(CAC/GL36:2003)の改訂原案がステップ5として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X V) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>【汚染物質関係】</p> <p>(6) 「木の実におけるア</p>	<p>第38回会合 【食品添加物関係】</p> <p>(1) 個別食品規格とGSFAの食品分類カテゴリーが一对一の対応をする食品規格の添加物使用規定をGSFAに組み込むこと、又その際に個別食品規格の添加物規定と一致しないGSFAの基準値を廃止することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix VII)</p> <p>(2) 個別食品規格の添加物規定をGSFAに組み込む際に、GSFAの「表3」の一般規定がそれらの食品分類カテゴリーや規格食品に適用されないように、「表3」の別表を改訂することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix VIII)</p> <p>(3) 個別食品規格とGSFAの食品分類カテゴリーが一对一の対応をする食品規格の添加物使用リストを対応する食品分類カテゴリーの添加物規定を参照することと置き換えることをCAC総会に提案することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix IX)</p> <p>(4) 個別食品部会が、今後、それらの食品規格に新たな添加物を追加したり、使用規定を改定する場合は、</p>	<p>食品添加物 食品衛生法 第二章 食品及び添加物 第五章 食品添加物公定書 ・食品、添加物等の規格基準 (昭和34年12月28日、厚生省告示第370号) ・既存添加物名簿(平成08年04月16日、厚生省告示第120号) ・消除予定添加物名簿に関する省令(平成07年08月10日、厚生省令第50号)</p>	
				<p>汚染物質 食品衛生法 第5条、第6条</p>	

		<p>フラトキシンの汚染の防止及び低減に関する優良実施規範の付属文書—フラトキシンの汚染におけるアフラトキシンの汚染の防止及び低減のための追加測定」の原案がステップ 5/8 として合意。→第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(7) 魚類における鉛の最大基準値案がステップ 8 として合意。( ALINORM 06/29/12, Appendix X X IV) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(8) 海産二枚貝（カキ及びホタテを除く）及び軟体動物（内臓を除く）及び精米におけるカドミウムの最大基準値がステップ 8 として合意。( ALINORM 06/29/12, Appendix X X V) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(9) 「食品及び資料におけるダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案」がステップ 5/8 として合意。( ALINORM 06/29/12, Appendix X X VI) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(10) 「国際貿易のための核又は放射能汚染による食品中の放射性核種のガイドラインレベル」の改訂原案がステップ 5/8 として合意。( ALINORM 06/29/12, Appendix X X I) → 第 29</p>	<p>CCFA に GSFA 前文の 3.2 項に合致した添加物の技術的必要性を提供する必要が あることを総会に提案。</p> <p>(5) GSFA の食品分類カテゴリーと個別食品規格が 一対複数に対応する食品カテゴリーの添加物使用基準を改定するための討議文書を作成する電子作業グループを設置することを合意。</p> <p>(6) Tagete serecta L 由来のルテイン (INS161b(i)) 及びジゼンチン (INS161h) をステップ 4 及びアスパルテーム—アセサルフェム塩 (INS962) をステップ 3 として GSFA の添加物使用基準案に加えることと、過酸化抗 菌溶液を抗菌剤後して加工助 剤リスト (IPA) に追加することとを合意。</p> <p>(7) 加工助剤のガイド ライン及び原則に関する討議 文書を作成する電子作業グル ープの設置及びニュージーラ ンドが IPA の最新改訂版を準 備することが合意。</p> <p>【汚染物質関係】</p> <p>(8) 木の葉におけるア フラトキシンの最大基準値に 関する討議文書の結論が出る まで、サンプリング計画原案 をステップ 4 にとどめること に合意。( ALINORM 06/29/12, Appendix X X I)</p>	
--	--	---	--	--

	<p>回 CAC 総会で採択。</p> <p>(11) 加工アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチンにおける総アフラトキシン最大基準値の原案がステップ 5 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X II) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(12) 缶詰食品及び缶飲料におけるスズの最大基準値の原案がステップ 8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X VIII) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p>	<p>(9) 加工木の実におけるアフラトキシンレベルに関する討議資料を拡充するため電子作業グループを設置することを合意。</p> <p>(10) デオキシニバレノール (DON) に関する討議文書を改訂するための電子作業グループを再設置することを合意。</p> <p>(11) コーヒー及びココアにおけるオクラトキシン A (OTA) に関する、それぞれの討議文書を作成するため、2つの電子作業グループを設置することを合意。</p> <p>(12) 酸加水分解タンパク (HVP) 製造過程及び HVP を含む製品におけるクロロパロパノールの低減のための実施規範原案は、電子作業グループにより見直しを受けるためにステップ 2 に差し戻されること合意。</p> <p>(13) HVP を含む液体調味料における 3-MCPD の最大基準値原案をステップ 4 に差し置き、酸-HVP を含む製品及びクロロパロパノールを含むその他の製品に関する電子作業グループを再設置することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X VII)</p> <p>(14) 魚類中のメチル水銀のリスクコミュニケーションに関する議論は、コーデック</p>	
--	---	---	--

			<p>クスにおける本件の総合討論ができるようになるまで延期することに合意。</p> <p>(15) 次回会合における食品添加物、汚染物質及び天然毒性物質に関する討議のため優先順位リストの追加及び訂正を提案することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X X II)</p> <p>(16) GSFA の食品分類カテゴリシステムを改訂するための討議文書を作成する電子作業グループを設置することが合意。</p>	<p>・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年05月08日、法律第59号)</p> <p>・食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(平成10年07月01日、厚生省/農林水産省/告示第1号)</p> <p>・食品衛生法 第15条～18条</p> <p>・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年08月29日、厚生労働省告示第301号)</p> <p>・食品衛生法第二十五条第一項の検査の方法及び合格の基準(昭和47年08月30日、厚生省告示第286号)</p>	
食品衛生	<p>(1) 食品衛生一般原則取扱い規範</p> <p>(2) 危害分析・重要管理点方式(HACCP)の適用</p> <p>(3) 乳及び乳製品に関する衛生的取扱い規範案</p>	<p>(1) 部会の作業管理に関するデイスカッションペーパー</p> <p>(2) 乳幼児用食品に関する国際的な衛生規範の改定原案</p> <p>(3) 食品中の <i>Listeria Monocytogenes</i> における食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン案</p> <p>(4) 微生物学的リスクの実施に関する原則及びガイドライン案</p>	<p>(1) パイオテクノロジー由来食品及び食品成分の表示</p> <p>(2) 有機食品の生産、加工、</p>	<p>・食品衛生法(昭和22年12月24日、法律第233号) 第19条</p>	<p>・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第</p>
食品表示	<p>(1) 包装食品の表示に関する一般規格</p> <p>(2) 食品添加物(販売用)の表</p>				